

徳島県監査委員公表第11号

平成20年6月4日及び平成20年6月12日に請求のあった徳島県職員措置請求について、平成20年7月28日付けで徳島県知事あて勧告を行ったところ、徳島県知事から平成20年10月28日付けで措置状況について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年11月21日

徳島県監査委員	数	藤	善	和
同	福	永	義	和
同	片	山	隆	司
同	児	島		勝
同	森	田	正	博

住民監査請求の結果に対する措置状況

- 1 7月16日の徳島地裁第1回公判において、元職員が起訴事実を認めて以降、刑の確定を待つまでもなく、速やかに退職手当全額を返納するよう、元職員に強く求めていた。
- 2 住民監査請求の結果を受け、元職員に対し、8月1日付け企画総務部長通知により、不当利得と指摘された退職手当の上乗分を含めた全額について、返納するよう内容証明郵便において請求した。
- 3 元職員は上記請求に応じることなく、退職手当が返還されないまま、9月27日に懲役1年、執行猶予3年の有罪が確定したため、職員の退職手当に関する条例第12条の3に基づき、9月29日付けで退職手当全額について返還命令を行った。
- 4 しかしながら、督促の指定期限である10月10日までに返還されなかったため、10月17日、議会の議決を経て、10月20日、退職手当返納請求訴訟を提起したところである。